

2025 年 7 月 31 日
東北経済産業局

令和 7 年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波に関して 特別相談窓口を設置します

東北経済産業局では、令和 7 年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波に関して、青森県の 9 市町村、岩手県の 12 市町村、宮城県の 15 市町、福島県の 3 市町に災害救助法が適用されたことを踏まえ、7 月 31 日から被災中小企業・小規模事業者に対する特別相談窓口を設置します。なお、中小企業庁から令和 7 年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波に関する被災中小企業・小規模事業者支援措置が発表されています。

1. 当局の特別相談窓口

東北経済産業局 産業部 中小企業課

住所：宮城県仙台市青葉区本町 3-3-1 仙台合同庁舎 B 棟 3 階

電話：022-221-4922、FAX：022-215-9463

受付時間：平日 9 時 00 分～17 時 00 分

設置期間：2025 年 7 月 31 日（木曜日）から当分の間

2. その他の特別相談窓口

当局の他、以下の機関にも窓口が設置されています。詳しくは、経済産業省ホームページを御確認ください。

青森県、岩手県、宮城県、福島県の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会及びよろず支援拠点、全国商店街振興組合連合会、中小企業基盤整備機構東北本部

3. 参考

令和 7 年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波に関して被災中小企業・小規模事業者支援措置を行います。詳細については別添中小企業庁プレスリリース及び参考資料を御確認ください。

（本発表資料のお問合せ先）

東北経済産業局産業部中小企業課長 酒井原 啓人

担当者：柴崎、兼子、宝木

電話：022-221-4922（直通）、FAX：022-215-9463